

(3) 自治基本条例検討委員会 審議の概要

条 文	審議の概要
<p>&lt;前文&gt;</p> <p>わたしたちは、豊かな流れの石狩川と原始の姿を今にとどめる森に囲まれたまち江別市に集いました。</p> <p>江別市は、屯田兵らによって開拓され、恵まれた自然を生かした農業やれんが産業、川を利用した物資流通の拠点として栄えてきました。今日ではやきものの街としても知られ、また、道央圏において有数の文教都市として発展を遂げています。</p> <p>わたしたちは、先人が切り拓き守ってきた自然と、たゆまぬ努力と英知によって興し育ててきた産業や伝統、培われた文化を受け継ぎ、未来の世代へ引き継いでいかなければなりません。</p> <p>わたしたちは、江別市民憲章に掲げられた理念に沿って、命をはぐくむ水と緑の大きい自然と都市が調和しているこのまちの魅力を生かして、教養ある文化のまちを目指し、お互いを尊重し、支え合う地域社会を大切にする、人中心のまちづくりを進めていきます。</p> <p>ここにわたしたちは、江別市の市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、市民及び市それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、市民自治の意識の高揚を図りながら、かけがえのない愛する郷土、個性あふれるまちを創るため、江別市の最高規範として、この条例を制定します。</p>	<p>&lt;前文&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●今後の検討について</li> <li>・前文の見直しが必要という趣旨ではないが、江別市の今後を考えるときには、第7次総合計画で検討されていたように、<b>本委員会でも、「持続可能な江別」という考えを踏まえて、検討を行うべきである。</b></li> <li>●見直しの必要性について</li> <li>・前文について、<b>見直しは必要ない。</b></li> </ul>

条 文	審議の概要
<p>&lt;第1章 総則&gt;</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、江別市の市民自治の基本理念及び基本原則並びに自治運営の基本的な事項を定め、市民の信託に基づく議会及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市民自らが考え、行動する、市民自治を実現することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。 (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (3) 市 議会及び市長等をいう。 (4) まちづくり 暮らしやすく、魅力あるまちを実現するためのすべての公共的な活動をいう。 (5) 協働 市民及び市が、それぞれの役割及び責任を理解し、互いに尊重しながら協力して取り組むことをいう。</p> <p>(市民自治の基本理念) 第3条 市民一人ひとりが自治の主役として、市政に関する情報を共有し、自らの責任において主体的に考え、積極的にまちづくりに参加及び協働しながら、より良いまちづくりを推進することを市民自治の基本理念とする。</p> <p>(市民自治の基本原則) 第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、市民自治を実現するものとする。 (1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。 (2) 市民参加・協働の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加及び協働を進め、市は、それを尊重すること。 (3) 信託と責任の原則 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うこと。</p> <p>(この条例の位置付け) 第5条 この条例は、江別市の自治の基本を定める最高規範であり、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の解釈及び運用に当たっては、この条例の規定との整合を図らなければならない。</p>	<p>&lt;第1章 総則&gt;</p> <p>●第4条 基本原則の並び順について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3つの基本原則は、なぜこの順番になっているのか疑問である。重要度で考えると、(2)の市民参加・協働の原則が最初に来るべきではないか。</li> <li>・ 人によって感じ方や考え方が異なる部分である。法律の作り方としてこうすべきというものではない。</li> <li>・ 第3条の基本理念の条文の流れに沿って第4条の各行の順番になったと理解すると自然である。</li> </ul> <p>●第5条の条例の位置づけについて <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">検討資料5-① 2(2)②</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「江別市自治基本条例 条文と解説」の1ページにある体系図は、第5条の条例の位置づけを図示したものであるが、江別市の最高規範であることが伝わるよう江別市自治基本条例の文言の近くに「最高規範」という言葉を付記してはどうか。</li> <li>・ 最高規範であることを視覚的に示すため、他の条例の上に自治基本条例を配置する方法もある。</li> <li>・ 日本国憲法が法体系のトップであるのに、自治基本条例に「最高規範」とだけ書くと誤解を与えかねないため、表現の工夫が必要である。</li> <li>・ 日本国憲法と地方自治法から見た自治基本条例と、江別市<sup>の他</sup>の条例から見た自治基本条例の位置づけが分かるように、2つに分けて表してはどうか。</li> <li>・ 見やすいように図のレイアウトを工夫すべき。</li> </ul> <p>●見直しの必要性について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1章の条文について、見直しは必要ない。</li> </ul>

条 文	審議の概要
<p>&lt;第2章 市民&gt;</p> <p>(市民の権利)            第6条 市民は、市政に関する情報について知る権利を有する。            2 市民は、市政に参加する権利を有する。            3 市民は、まちづくりに関する意見を表明し、提案する権利を有する。</p> <p>(市民の責務)            第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、互いの活動の自主性及び自立性を尊重し、協力しながら市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。            2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。            3 市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。</p> <p>(事業者の責務)            第8条 事業者は、地域社会を構成する市民の一員としての社会的役割を認識し、地域社会との調和を図りながら市民自治のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。</p>	<p>&lt;第2章 市民&gt;</p> <p>●第6条 市民の権利について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常に重要な条項であり、自治基本条例に明記されたことで、情報公開の取組が進んだように思う。</li> </ul> <p>●第7条の解説の表現「各自治体は・・・」について 検討資料5-① 2(2)③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条は市民の責務についての規定で、その解説では市民が主語となっているが、一部「各自治体」が主語になっており、違和感がある。</li> <li>・書いてある内容に誤りはない。</li> <li>・「各自治体は」を削除しても意味は伝わる。</li> <li>・「各自治体は」という言葉はそのままに、次に続く接続詞でつながりを持たせることで、違和感はなくなるのではないか。</li> <li>・文章の前後を逆にしてはどうか。また、地方分権という言葉は少し古いため、言い回しを変えてはどうか。</li> </ul> <p>●第7条第2項に関する解説の表現について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度に設置された検討委員会から出された提言では、条文の「自らの発言及び行動に責任を持つものとする」という表現は、まちづくりに参加することに対してハードルを上げてしまうことが危惧されるため、柔らかい言葉で説明するなど工夫が必要としており、それを受けて修正した「江別市自治基本条例 条文と解説」は、表現が和らいでいると評価できる。</li> </ul> <p>●第8条事業者の範囲について 検討資料5-① 2(2)④</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第8条における事業者が、法人格を有する団体なのか、それとも自治会やまちづくり団体を含めているのかは、判断が分かれるかもしれない。</li> <li>・そもそも、市民の定義に事業者は含まれており、第7条において市民の責務が規定されているにもかかわらず、第8条は事業者の責務だけを特別に取り上げている。</li> <li>・時代背景から、企業の社会的責任が強く求められ、地域貢献の意義を記すものとして特記していると考えられる。</li> <li>・事業者にはボランティア団体や市民活動団体を含めるべきではないかと考える。</li> <li>・第8条は、市民である事業者に対し、その社会的責任等からさらなる努力を求めるものであるため、法人格のない市民活動団体等を含めないほうが良い。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「江別市自治基本条例 条文と解説」の第8条の解説文を、この条項を定めた理由が分かるようにわかりやすく修正する必要がある。</li> <li>●見直しの必要性について</li> <li>・第2章の条文について、見直しは必要ない。</li> </ul>
条 文	審議の概要
<p>&lt;第3章 議会及び議員&gt;</p> <p>(議会の役割と責務)</p> <p>第9条 議会は、選挙により信託を受けた議員によって構成される議決機関であり、本市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視及びけん制し、市民の意思を政策形成に反映させるものとする。</p> <p>2 議会は、まちづくりの課題を明らかにし、審議の過程その他議会の活動に関する情報を市民に提供し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第10条 議員は、市民の信託に応え、総合的視点に立ち、公平、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。</p> <p>2 議員は、広く市民の声を聴くことにより市民の意思を把握し、これを政策形成に反映させるよう努めなければならない。</p> <p>3 議員は、自らの活動及び議会の活動を市民に分かりやすく説明し、情報提供に努めなければならない。</p> <p>4 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、積極的に調査研究に努めなければならない。</p>	<p>&lt;第3章 議会及び議員&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●第9条第2項 議会の情報発信について <b>検討資料5-① 2(2)⑤</b></li> <li>・議員個人による情報発信は行われているが、議会全体としては、自ら情報を受け取りにいかないという状況にある。一方で、YouTubeによる議会傍聴は一定の視聴がある。</li> <li>・意見や会派が異なる中、「市民と議会の集い」は活発に行われており、この取組が後退しないことを望む。</li> <li>●第1条、第9～11条の「信託」の解説文について <b>検討資料5-① 2(2)①</b></li> <li>・「江別市自治基本条例 条文と解説」の4P中段の「なお、この条例における『信託』とは・・・」では、一つの文に二つの主語（市民・選挙）が入っていることに違和感がある。</li> <li>・令和2年度に設置された検討委員会では、市民の定義が広いことと、選挙を想起させる議員と市長の条項との整合性を図るため、「江別市自治基本条例 条文と解説」でわかりやすく説明する必要があるとして提言に盛り込んだ経緯がある。</li> <li>・議員と市長の場合でも、投票していない人が選ばれる場合もあり、その場合も「(自分では選んでいないが)信頼して任せる」となる。</li> <li>・「江別市自治基本条例 条文と解説」において、自治基本条例の条文には、選挙で選ぶことによる信託と信頼して任せるという意味の信託の両方が混在していることがわかるよう、表現を変える必要がある。</li> <li>●見直しの必要性について</li> <li>・第3章の条文について、見直しは必要ない。</li> </ul>

条 文	審議の概要
<p>&lt;第4章 市長及び職員&gt;</p> <p>(市長の役割と責務)            第11条 市長は、市民から信託を受けた本市の代表者として、この条例を遵守し、市民自治のまちづくりを推進しなければならない。            2 市長は、公平かつ誠実な行政運営を行わなければならない。            3 市長は、市政に関する情報を市民に分かりやすく説明しなければならない。            4 市長は、補助機関である職員の能力向上を図るとともに、効率的な組織の運営に努めなければならない。</p> <p>(職員の役割と責務)            第12条 職員は、この条例を遵守し、市民の視点に立って公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。            2 職員は、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めなければならない。</p>	<p>&lt;第4章 市長及び職員&gt;</p> <p>●第12条の必要性について <b>検討資料5-① 2(2)㉔</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第11条第4項で、職員は市長の補助機関であることを明記しているため、<b>職員の役割と責務を規定した第12条の必要性に疑義がある</b>と考える。</li> <li>・職員の立場は<b>市長の補助機関</b>であるが、市民の視点からすると、職員には意識をもって職務を行ってほしいと考えるのではないか。</li> <li>・本条は、職員がどのような意識で職務に当たるべきかを明記しているものであり、重要な条項である。</li> <li>・この条項を設けている意義を、解説した方がよいのではないかと<b>考える</b>。</li> <li>・「<b>江別市自治基本条例 条文と解説</b>」における第12条の解説に、条文の内容と<b>概ね重複</b>している「<b>役割と責務</b>」の<b>ポイント解説</b>があるが、<b>これは不要ではないかと考える</b>。</li> <li>・「<b>役割と責務</b>」の<b>ポイント解説の必要性</b>については、同様の体裁となっている第9条から第12条も一体的に<b>検討</b>すべきである。</li> <li>・元々、「<b>役割と責務</b>」の<b>ポイント解説</b>は、条文を読まなくても、その要旨を端的に書き出しているもののため、重複している部分があるもの。</li> <li>・「<b>役割と責務</b>」の<b>ポイント解説</b>の内容は<b>条文と重複</b>しているが、他の条項と同様に体裁を合わせて残した方が<b>良い</b>。</li> <li>・「<b>役割と責務</b>」の<b>ポイント解説</b>を残すのであれば、第9条から第12条の「<b>江別市自治基本条例 条文と解説</b>」は修正せずに、<b>従前のままで良い</b>。</li> </ul> <p>●見直しの必要性について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4章の条文について、見直しは<b>必要ない</b>。</li> </ul>

条 文	審議の概要
<p>&lt;第5章 行政運営&gt;</p> <p>(総合計画)            第13条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。            2 市は、総合計画を策定するに当たっては、多くの市民意見を反映させるため、必要な情報提供に努めるとともに、市民参加を積極的に進めるものとする。            3 市は、総合計画の達成目標を明らかにするとともに、その内容及び進行状況に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。            4 市は、総合計画が社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。</p> <p>(財政運営)            第14条 市長は、財政の状況を的確に把握し、予算の編成に当たっては、総合計画及び行政評価の結果を反映させることにより、将来的な財政見通しに立った健全な財政運営に努めなければならない。            2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算及び決算に係る情報を市民に分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。</p> <p>(行政評価)            第15条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させるとともに、市民に分かりやすく公表するものとする。            2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。</p> <p>(政策法務)            第16条 市は、自主的な政策活動を推進するため、必要に応じて条例、規則等の制定及び改廃を行うとともに、法令等の調査研究を重ね、主体的かつ適正な解釈に努めなければならない。</p> <p>(危機管理・防災)            第17条 市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、情報の収集及び提供並びに必要な対策を実行できる体制の整備に努めなければならない。            2 市長等は、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害発生時に備え、市民、事業者及び関係機関との連携及び協力を図るよう努めなければならない。</p> <p>(行政手続)            第18条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導等に関する手続きを定めるものとする。            2 行政手続に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>(外部監査)            第19条 市は、適正で効率的な行政運営を確保するため、必要に応じて外部の監査人その他第三者による監査を実施することができる。</p> <p>(公益通報)            第20条 市長等は、市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為について通報を行った職員等が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>&lt;第5章 行政運営&gt;</p> <p>●第13条 総合計画について            ・第7次総合計画策定時における高校生を対象にしたWEBアンケートでは、相当数の回答を得ていると評価できる。            ・第7次総合計画は、策定根拠に自治基本条例があることを明確にしたほか、持続可能なまちづくりを前提として策定したこと、市民との対話が多かった点が評価できる一方で、目新しい施策があまりなかったほか、日本や北海道の中の江別市の位置づけや江別市と札幌圏との関係が記されているとより良かったと考える。</p> <p>●第15条 行政評価について            ・市では、事業を開始するときから数値目標や将来目標を定め、毎年度、その達成状況を数値で評価するという取組が浸透してきていると見受けられる。</p> <p>●第17条 危機管理・防災について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">検討資料5-① 2(2)⑦</span>            ・性別や弱い立場の人への配慮の他、災害時のメンタルケアの重要性も言われているため、対応できる体制が望ましいと考える。            ・令和6年5月に実施した自治基本条例に関するアンケート結果から、自治会に入っていない方やSNSを見ることのできない方など、情報弱者の人たちに対するケアを考える必要がある。</p> <p>●第20条 公益通報について            ・最近、他県での話になるが、公益通報に関して、通報者が組織から糾弾される報道を聞き危惧している。市が受け付ける件数は少ないのかもしれないが、なぜ少ないのかの判断は難しいと感じる。            ・告発者が悪者にならないように、権利として行使できる形を整える必要があると考える。</p> <p>●見直しの必要性について            ・第5章の条文について、見直しは必要ない。</p>

条 文	審議の概要
<p>&lt;第6章 情報共有の推進&gt;</p> <p>(情報共有)            第21条 市は、まちづくりに関する情報を市民と共有するため、速やかに、かつ、分かりやすく情報提供するとともに、制度及び体制の充実に努めるものとする。            2 市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、速やかに、かつ、誠実に対応するとともに、市民と情報を共有するため、必要に応じてその対応状況を公表するよう努めなければならない。            3 市民は、まちづくりに関する情報を共有するため、これに対する関心を高め、必要な情報の収集に努めるものとする。</p> <p>(情報公開)            第22条 市は、市民の市政に関する情報について知る権利を尊重し、市政に関する情報を公正かつ適正に公開するものとする。            2 情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>(個人情報の保護)            第23条 市は、個人情報の収集や利用、提供、管理等を適正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民に対し適切な措置を講じなければならない。            2 個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>&lt;第6章 情報共有の推進&gt;</p> <p>●第21条 情報共有について <b>検討資料5-① 2(2)⑧</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市からの情報提供が多すぎるため、焦点や対象を絞った情報提供をするなど整理してほしい。</li> <li>・市としては、情報が少なければ怒られ、多くても怒られ、詳しく書きすぎるとわかりにくいと怒られ、簡単すぎると通じないと怒られ、何が正解かは難しい。</li> <li>・広報紙に、より直近のニュースを掲載できるよう工夫できないか。</li> <li>・広報誌は多くの人が情報源としている事実はあるものの、直近のニュースを掲載するのは技術的に難しい。</li> <li>・現在、広報誌は自治会で1人10世帯程度を受け持つ班長が配布しており、多くの場合、発行日にすぐ配布されることはないため、発行日から1週間後の告知記事が掲載されていても、事後の配布となることもある。</li> <li>・江別市の自治会の加入率は6割程度で、他の地域では5割を切っているところもある。広報誌の配布方法については、再考してもよい段階にあるのではないかと考える。</li> <li>・市は、ホームページやLINE、Instagramなど、個々の手段にどうやってアクセスさせるのかという誘導の仕方が、まだ十分ではないかもしれない。</li> <li>・市には、北海道情報大学があるため、連携した取り組みが考えられるかもしれない。</li> <li>・無理に高齢者にSNSを教える手間を取るのではなく、SNSを使える人が高齢者に情報提供する方法に加えて、市が主導するのではなく、自治会単位で取り組む方法もあると考える。</li> <li>・周囲の若者が高齢者に情報を伝達するという考えは、確かに市民協働につながるが、実際に高齢者世帯と若い世代がつながっている状況は稀な事例ではないか。</li> <li>・現在は、デジタル化へ向かう過渡期であるため、情報を取得するための手段が広がっているが、いずれ自然に集約されていくだろう。近く、江別市自治連合協議会のホームページ変更について研修会が行われる予定だが、多くの自治会では、デジタル化の方向性が定まっておらず困っている。</li> <li>・情報化はすごく大事だが、それが進むことによって自治会が取り残されないようにしていかなければならない。</li> </ul>

条 文	審議の概要
	<p>●第22条 情報公開について 検討資料5-① 2(2)⑨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開制度の利用にあたっては制約が多いと感じる。</li> <li>・情報公開は開示できる内容とできない内容、場合によっては却下されることもあるものである。制度の仕組みや使いやすさが改善されて市民に伝わるとよい。</li> </ul> <p>●第23条 個人情報の保護について 検討資料5-① 2(2)⑩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護に関する法律が改正されるたびに、個人の情報を保護するための規定が厳しくなり、誹謗中傷に関する罰則も厳しくなっているように感じる。</li> <li>・例えば、DVの案件などの場合、個人情報の保護は有効に機能している。令和6年5月に実施した自治基本条例に関するアンケート結果から、令和2年度に実施したアンケートと比べて、認知度が大きく下がっている原因が気になる。</li> <li>・令和2年度にアンケートを実施した当時は、マイナンバーカードに関連した報道が多かったため、関心が高い状況であったと考え、令和6年5月に実施した自治基本条例に関するアンケート結果は平常値であるかもしれない。</li> <li>・デジタル化が進む社会状況を踏まえると、個人情報の管理等について、市民が安心できるようにセキュリティ対策など十分な対応が必要になるため、提言に盛り込む必要がある。</li> </ul> <p>●見直しの必要性について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第6章の条文について、見直しは必要ない。</li> </ul>
<p>&lt;第7章 市民参加・協働の推進&gt;</p> <p>(市民参加の推進)</p> <p>第24条 市は、まちづくりへの市民参加を推進するため、制度の充実に努めるものとする。</p> <p>2 市は、政策の立案、実施及び評価の各段階における市民参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、市民参加において、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等によって市民が不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。</p> <p>4 市長等は、広く市民の意見を聴き、その意見を反映させるための仕組みづくりに努めなければならない。</p> <p>5 市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>&lt;第7章 市民参加・協働の推進&gt;</p> <p>●第24条 「市民参加」の捉え方について 検討資料5-① 2(2)⑪</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本条項に基づいて制定された江別市市民参加条例第4条に市民参加の対象が規定されているが、市民参加についてはもっと広範に捉えるべきであり、「江別市自治基本条例 条文と解説」の表現について検討するべきではないか。</li> <li>・市民参加条例の詳細を検討するより、「江別市自治基本条例 条文と解説」の中で幅広く整理をすると良い。</li> <li>・「江別市自治基本条例 条文と解説」において、市民参加には広義の意味もあるという趣旨の一文を加筆する方法もあると考える。</li> </ul>

- ・「江別市自治基本条例 条文と解説」において、市民参加の方法が列記されることで、その方法が限定されているとの印象からハードルの高さにつながる可能性があるため、少し抽象的な表現でも良いのではないかと考える。
  - ・広義の意味の市民参加には様々なものがあるが、市民参加条例に定めている手法は、市政に参加するための市民参加の手法であるという表現で表すとよいのではないか。
  - ・市民参加という言葉には、法律で定めるような一般的な定義はないが、例えば、条例では「情報共有」に分類していることも市民参加に含まれると解説することは、かえってわかりにくくなるのではないか。
  - ・「江別市自治基本条例 条文と解説」では、本条例における「市民参加」は、政策の立案や実施、評価の段階における市政への市民の参加という意味で用いられていることを伝えられると良い。
- 第24条 アンケートの対象と基準について
- ・市が市民の意識やニーズを図るためにアンケートを行う際は、担当部署の判断だけでなく、アンケートを行う基準を明確にすべきではないかと考える。
  - ・アンケートの目的は様々であり、統一的なルールを決めることは難しいのではないか。
  - ・市では、例えば計画策定の初期段階や事業実施後の評価段階などがアンケートの実施時期として有効であることを示した職員向けのガイドラインを参考に、各担当部署が判断し、必要な予算を確保して実施している。
  - ・江別市の18歳以上の人口からすると、アンケートの対象者数を1,500人とした場合でも1%にも満たないため、もっと対象者を増やすべきではないかと考える。
  - ・統計的には、アンケートの対象者を増やせば増やすほど、費用や時間は多くかかるが、得られる回答の精度は、ある一定程度の水準で頭打ちになってしまうため、市民の数に比べて対象者の数が少なくても、不十分なアンケートということではない。
  - ・「第3期江別市子ども子育て支援事業計画の策定に係る取組」のアンケート調査は、就学前の保護者と小学生の子を持つ保護者を対象としており、高い回収率であった。実際の生活と身近なテーマのアンケートは市民にとって貴重な機会である。
  - ・アンケートは、その目的と関係の深い当事者に的を絞ると回収率をみても有効であるため、適切に対象を判断する必要がある。

●第24条 パブリックコメントについて 検討資料5-① 2(2)⑥

- ・令和2年度に設置された検討委員会から出された提言において、パブリックコメントの難しさが意見の少なさにつながっているとの総括がされていると思うが、そうではなく、パブリックコメントに対する市の返答の短さなどに対する不満が原因ではないかと考える。
- ・長文で返すことが、必ずしも望ましいとは限らない。
- ・市が返答する際に多く用いられているA～Eの区分は、Aが優れていて、Cは劣る、Dはさらに劣るということではなく、例えば、対象の計画に対する意見としては、テーマが異なる、意見として尊重するが本文には書きこまないなどの区分をわかりやすく伝えているものである。
- ・パブリックコメントの実施の際、市民の意見に対し市から返答するだけでなく、市と市民が対話をした方が良いのではないかと考える。
- ・意見の提出者との対話という点では、例えば市民説明会で可能であり、双方向のやり取りをパブリックコメントだけに求めることには疑問がある。
- ・令和2年度に設置された検討委員会から出された提言を踏まえ、意見提出者への個別通知を行うなど、パブリックコメントに対する対応は、少しずつ改善されてきている。
- ・不十分と考える点もあるかもしれないが、今後も意見反映やしかりとした対応となるよう、市の一層の努力を期待したい。

●第24条 市民参加の周知啓発について 検討資料5-① 2(2)⑫

- ・令和6年5月に実施した自治基本条例に関するアンケートと令和2年度に実施したアンケートの結果を比較すると、広報えべつが主な情報の取得手段だった状況から、パンフレットやリーフレット、SNS等の活用が増えてきている。同じ人にアンケートしているわけではないため判断が難しいが、令和2年度に設置された検討委員会から出された提言により作成したわかりやすいパンフレットなど、周知啓発に効果があったようにも見える。

●第24条第4項の必要性について

- ・令和6年5月に実施した自治基本条例に関するアンケートにおいて、第24条の条文について、「第4項は第1項、第2項を実現するための仕組みを作るよう努めなければならないとしている。第1項と2項だけでよいのでは。」との記述意見があった。第1項から第3項までの主語は「市」だが、第4項は「市長等」となっており、内容に矛盾はなく、むしろ、市長等の努力義務が明確化されているため第4項はあったほうが良い。

- ・第4項は不用ではなく、あることで、市民参加の推進がしっかりと表現されていると理解できる。
- 第24条 市民参加実施状況調査について
  - ・市民参加実施状況調査は、令和2年度に設置された検討委員会から出された提言により市民参加の反映の程度について欄を加えたとのことだが、Aを付けているところが多く、記載されている評価が甘いと思う。
  - ・「第3期江別市子ども子育て支援事業計画の策定に係る取組」のアンケート調査を例に挙げると、ここでは反映の程度は「C」となっているが、「C」は「市民参加の内容を今後の参考として活用予定」と区分されている。これは、アンケートで把握した意見を参考にして今後の事業の方向性を考えていくという市の積極的な姿勢と捉えることができ、ABCとあるのがランク付けではないと理解できる。
  - ・ABCとあるため、成績順のように見えてしまうが、区分を表す記号である。
- 第24条 市民公募について 検討資料5-① 2(2)⑥
  - ・市民参加条例施行規則第3条第1項第2号には「委員の兼職は3附属機関等を上限とする」とあるが、学識経験者や団体推薦者に例外規定を設ける一方で、公募市民には厳格に適用していることは納得できない。「その他特別な事情がある場合」を市民公募委員にも適用すべきではないかと考える。
  - ・市民参加条例施行規則第3条第1項第2号は、公募委員だけではなく、学識経験者や団体所属などすべての委員を対象とした規定である。
  - ・例えば、法律に関する検討が必要な場合、市内に法律の専門家と言える人が少ない場合は同じ人に依頼が集中することがあり得るが、市民公募は、特定の分野に偏らない一般的な意見を聞くために公募することが多いため、その人でなければいけない理由は考えにくい。
  - ・公募委員の選考において、他の附属機関等の経験や兼職をマイナス要因として評価している場合が多いほか、多くの附属機関等において、その規模や内容を考慮せずに市民公募委員を2名にしていると感じる。このことから、附属機関等における市民公募委員の選考や人数の決め方については、所管部署の恣意性が高く適切とは言えないと思われ、市民が理解し、納得して参加できるようにする必要があると考える。
  - ・選考の際は、附属機関等の設置目的や内容等により、男女比、地域、年齢などを加味することがあり得るほか専門性を問われる委員会もある。市民公募委員の選考等に関しては現状のままで問題ないのではないかと考える。

- ・特定の市民が多く、附属機関等の市民公募委員を兼任することは、幅広い多様な市民による市民参加を阻害することにつながるため、市民参加条例や市民参加条例施行規則においてそれを防ぐための規定があり、年齢や地域構成、男女比、附属機関等の経験等を加味して選考することとしている。
  - ・附属機関等毎に専門性等求められることが異なるため、人数が多い委員会だから市民公募を増やすのではなく、それぞれの事情に合わせて市民公募の人数について議論すべきではないか。
  - ・市民公募委員は、無作為抽出を基に選ばれることが良いと考えていたくらいであるため、元々、市民公募委員が兼職することは想定していなかった。そのため、市民公募委員の選考において恣意性が高いとの考えや、市民公募委員の兼職制限の緩和が認められるべきであるなどの考えはない。
  - ・担当部署に恣意性があるとは思っていない。そもそもになるが、一般的に、恣意性とは極めて主観的な判断であり、人それぞれ受け止め方が異なるため、本委員会の提言という形で担当部署の恣意性が認められるという意見を出すことはできない。
  - ・専門的な知識を持つ人や地域団体、そして市民公募委員がいることで、様々な意見が出されて、より良い検討になる。市民公募委員の人数等については現状のままで良いのではないか。
  - ・恣意性が高いとは思わないが、市民に誤解を与えないよう、各附属機関等の市民公募委員の人数の理由や附属機関の目的を明確にする必要があると考える。
  - ・委員になった時点で立場は同じであるという認識。選び方という点において、市民公募委員が独自の選考をされることは、問題なく普通のことである。
  - ・4年に1度開催される自治基本条例検討委員会において、平成24年度の第1回目の設置の際は、委員8名中市民公募委員の人数は4名だったのに対し、2回目以降は8名中2名になっている。学識経験者や活動団体等を各3名にしたのであれば、市民公募委員も3名にするべきではないかと考える。
  - ・附属機関等における審議は、多数決で決まるものではないため、学識経験者が3名、活動団体等が3名だからといって、市民公募委員を3名とする必要があるわけではない。附属機関等の目的や審議内容に応じて、適宜、適正な規模や構成を考えながら設置していくべきである。
- 見直しの必要性について
- ・第7章24条について、見直しは必要ない。

条 文	審議の概要
<p>&lt;第7章 市民参加・協働の推進&gt;</p> <p>(市民協働の推進)</p> <p>第25条 市民及び市は、協働のまちづくりを推進するための環境づくりに努めなければならない。</p> <p>2 市は、市民のまちづくり活動における自主性及び自立性を尊重し、必要な制度の整備を行うものとする。</p> <p>3 市は、市民が協働のまちづくりに参加しないことにより、不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。</p> <p>4 市民協働の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>&lt;第7章 市民参加・協働の推進&gt;</p> <p>●第25条 市民協働の認知度について <b>検討資料5-① 2(2)12</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年5月に実施した自治基本条例に関するアンケート結果から、協働という言葉を知らない、まだピンと来ていないなどの意見が多いほか、市民活動やボランティアへの参加率は自治会活動よりも低い。</li> <li>・必ずしも、令和6年5月に実施した自治基本条例に関するアンケート結果だけが正確というわけではないと考える。実際に野幌駅前にある「市民活動センター・あい」を活用する人の数は増えているほか、そこに訪れただけの市民にも、自然と市民活動の掲示物を目にする機会があることから、協働についての情報が少しずつ広まっていると思う。</li> <li>・市民活動を行っている団体はもちろん、訪れる人も市民協働に繋がっているはずだが、それを協働として意識していないかもしれない。地道に広がってほしい。</li> </ul> <p>●第25条 自治会活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働の肝となる自治会活動ですら、苦勞が多く活動の停滞もみられる。</li> <li>・自治会の加入率は70%を下回っているが、意識の問題だけではなく、65歳まで働く必要があることや、自治会活動が行われている土日に若い人が働いていることが多いなど、働く環境にも要因があるのではないか。</li> <li>・自治会としても、自治会活動への参加が市民協働であり、自治会での活動は地域にとって大変役立つ活動であることを伝えながら取り組んでいくべきであるため、今後はそこを向けていきたい。</li> <li>・江別市には複数の大学があり、学生と自治会や地域との交流の機会は多くある印象だが、意見交換をしても、意見を出すだけで終わってしまうことがあるため、新しい意見が出てきたときに、それを取り上げることができる体制づくりが大事である。</li> </ul> <p>●第25条第4項 市民協働に関する条例の制定について <b>検討資料5-① 2(2)13</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民協働に関する条例を制定する場合、自治基本条例が理念を謳う条例であるため、同じように協働の理念を謳うような条例だと制定する意味は何なのか疑問である。</li> <li>・令和6年5月に実施した自治基本条例に関するアンケートによると、30代から60代の活動世代において自治基本条例自体の認知度が低い状況にあるため、協働条例の内容を意味のあるものにするかを別として、協働条例制定をきっかけに、意識を高めることが重要と考える。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例を制定する場合は、その目的やねらいが重要になるため、意識を高めるために制定するのは<b>難しい</b>。</li> <li>・ 自治基本条例について、意識を高めたり、感心を持ってもらえるよう、周知していくべき。</li> <li>・ 活動団体に属している者としては、協働の活動は楽しく続けることがすごく大事であり、条例が制定されると、縛りができてしまうことで、かえって楽しく市民活動することが難しくなるのではないかと懸念している。</li> <li>・ 自治基本条例の認知度も高くない中、別の条例を制定することで、ただでさえ忙しい現役世代に多くの情報を提供して手間を取らせるのは、逆に情報を拾わなくなるリスクが高いと考える。市としても制定に際しリソースを割くことになるため、自治基本条例に関する周知や活動にリソースを集中させる方が<b>賢明である</b>。</li> <li>・ 将来的にはあったほうが良い条例だとは思いますが、今ではない。なぜ作るのかという目的が重要であり、市民に機運が高まってきた段階で策定するほうが<b>効果的である</b>。</li> <li>● <b>見直しの必要性について</b></li> <li>・ 第7章25条について、見直しは<b>必要ない</b>。</li> </ul>
条 文	審議の概要
<p>&lt;第8章 住民投票&gt;</p> <p>(住民投票)</p> <p>第26条 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民(市内に住所を有する者(法人を除く。)をいう。)の意思を確認するため、住民投票を行うことができる。</p> <p>2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 住民投票を実施しようとするときは、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。</p>	<p>&lt;第8章 住民投票&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>令和2年度に設置された検討委員会から出された提言</b>を受け、条文と解説に表を掲載するだけでなく、住民投票が行われるまでの流れがわかるよう見直された。</li> <li>・ 今まで、住民投票が行われたことはないと確認した。</li> <li>● <b>見直しの必要性について</b></li> <li>・ 第8章の条文について、見直しは<b>必要ない</b>。</li> </ul>

条 文	審議の概要
<p>&lt;第9章 他の自治体等との連携及び協力&gt;</p> <p>(他の自治体等との連携及び協力)            第27条 市は、共通するまちづくりの課題を解決するため、広く他の自治体及び関係機関と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。            2 市は、政策を実施するため必要があるときは、北海道及び国と連携を図りながら協力するとともに、北海道及び国に対して適切な措置を講ずるよう提案するものとする。</p>	<p>&lt;第9章 他の自治体等との連携及び協力&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に、厚別区、北広島市、江別市の3市で市民レベルでの交流会を、市が取り仕切り、野幌森林公園で行っていたが、現在は行われていないことが残念であり、そういった連携も必要である。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響などにより、いろいろな取組が中断になった可能性があるが、良い取組は、今後も引き続き推進できることが望ましい。</li> </ul> <p>●見直しの必要性について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9章の条文について、見直しは必要ない。</li> </ul>
条 文	審議の概要
<p>&lt;第10章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価&gt;</p> <p>(市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価)            第28条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかについて評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備するよう努めなければならない。            2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</p>	<p>&lt;第10章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政改革推進委員会という外部の専門家や有識者等により、江別市の事業の内部評価を検証し、評価する仕組みがある。</li> </ul> <p>●見直しの必要性について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第10章の条文について、見直しは必要ない。</li> </ul>
条 文	審議の概要
<p>&lt;第11章 条例の見直し&gt;</p> <p>(条例の見直し)            第29条 市は、この条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、その結果に基づいて見直しを行うものとする。</p>	<p>&lt;第11章 条例の見直し&gt;</p> <p>●見直しの必要性について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第11章の条文について、見直しは必要ない。</li> </ul>
<p>その他</p>	<p>&lt;条例の認知度&gt;</p> <p>●アンケート結果について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年層の認知度は向上したが、30代から60代の認知度が低いことは問題である。</li> </ul> <p>&lt;自治基本条例検討委員会&gt;</p> <p>●役割について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大きく3つあり、1つ目は自治基本条例に基づく取組が、しっかりと行われているかどうかの確認、2つ目は今後どのように市民自治や市民協働を進めていくのが良いかの検討、3つ目は条例の改正が必要であればその旨市長に提言を行うことである。</li> </ul>